

2024年度厚生労働省医政局委託事業
「在宅医療の災害時における医療提供体制強化支援事業」

連携型BCP/地域BCP策定モデル地域

奈良県生駒市における取り組み（報告）

生駒市子育て健康部長

生駒市子育て健康部 健康課長

生駒市子育て健康部 地域医療課長

生駒市総務部 防災安全課長

生駒市医師会 副会長

奈良県 福祉医療部医療政策局 参事

吉村 智恵

渋谷 英生

水澤 宏之, 地域医療連携係長 高瀬 佐智子

甫田 和佳子

萩原 洋司

本木 隆規

わが地域の課題と今年度取り組んだ課題

・わが地域のBCP観点からの課題

- 在宅人工呼吸器装着者、在宅酸素療法を受けている方の電源確保
- 情報の共有・発信(安否確認の効率化、各機関の支援ニーズ・稼働状況・被災状況の把握方法等)
- 個別避難支援計画への専門職としてのコミットメント及び住民との協働
- 各機能団体や各機関の役割分担と協働の在り方・支援協定

※令和5年度モデル地域事業の取組において、以下の課題を整理し、各担当課にて取組を継続

主担当課	令和6年度取組内容	方法
地域医療課	1 災害時における事業所間連携体制整備の支援(訪問看護ステーション)	生駒市訪問看護ステーション連絡会にて協議
	2 災害時における事業所間連携体制構築の検討(介護事業所等)	連携体制構築を希望する事業所にて連絡会開催
	3 連携協定書に基づく医療救護体制の構築	生駒市医師会、生駒地区薬剤師会等と協議
	4 市内病院における災害時連携体制の構築	生駒市内病院連絡会の開催
福祉政策課	5 災害時要援護者避難支援事業の普及・啓発	医療・介護専門職へ研修会を実施
	6 個別避難計画(新様式)の運用と検証	自治会、福祉事業所等との協議
防災安全課	7 指定避難所の環境整備	上記、各取組を踏まえ、必要な整備を実施

取り組みの概要（Ⅰ）

・背景

- 1 災害時の協定として、生駒市地域防災計画に基づき、
 - ・平成23年に生駒市医師会と「災害時における医療救護についての協定書」締結
 - ・平成25年に協定書に基づき、「生駒市医師会医療救護計画」を市医師会が策定
 - ・平成27年に生駒地区薬剤師会と「災害時における救援活動に関する協定書」締結
- 2 生駒市地域防災計画では災害時の救護所を市内8中学校に設置するとなっている

・課題

- ◇協定を締結しているが訓練等を実施しておらず実効性に乏しい
- ◇救護所運営や薬剤の管理方法などの実効性や安全性に懸念がある
- ◇大規模災害発生時は、傷病者が病院へ集中するという事例がある
⇒平時に在宅医療を受けている方への災害時医療提供体制を充実させるには、
発災時の医療提供者の資源を集中させる必要がある

取り組みの概要（2）

・目的（何を目指すのか）

実効性がある災害時の医療救護体制の整備を目的に、平時からの病院、診療所、薬局、行政の連携強化を図るために、協議の場を設置する。

また、生駒市が生駒市医師会、生駒地区薬剤師会と締結済みの災害時の協定書及び、生駒市医師会が策定した医療救護計画の見直しを行う。

・参画機関等

【医療機関】

- ・生駒市医師会
- ・市内6病院
- ・生駒地区薬剤師会

【行政】

- ・奈良県 福祉医療部 医療政策局
- ・生駒市子育て健康部 健康課、地域医療課
- ・生駒市総務部 防災安全課

・方法

- ◇参画機関による医療救護体制に関する見直し会議の実施
- ◇山岸委員長による被災地の事例や他市取組の紹介
- ◇病院前救護所を設置した先進自治体（船橋市）にアドバイザリーボードを依頼

取り組みの概要（3）

・方法

		方法	目的	内容
事前準備	9月	生駒市医師会と協議	現状の医療救護体制と課題に関する共有	地域防災計画および現在の医療救護体制について
	10月	市内6病院と協議		<ul style="list-style-type: none"> ・地域防災計画および現在の医療救護体制について ・医師会医療救護計画に関する見直し(案)について
モデル事業	12月	第1回 災害時における医療救護体制の整備に関する会議	実効的な医療救護体制の在り方について協議	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制について現状報告 ・被災地における救護体制について情報提供
	1月	第2回 災害時における医療救護体制の整備に関する会議		<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護体制のあり方について ・病院前医療救護所について情報提供
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・病院前救護所アドバイザリーボード（船橋市・船橋市医師会） ・庁内関係課による情報共有 		<p>病院前医療救護所へ変更するにあたっての取組方法や運営方法について意見交換</p> <p>各課の令和6年度の取組状況について進捗確認</p>

取り組みの概要(4)

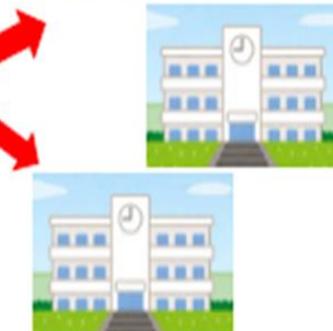
・内容①

【医療救護体制の現状】

震度5強自動参集
8中学校へ



8中学校救護所設置
応急手当・トリアージ



病院への移送判断

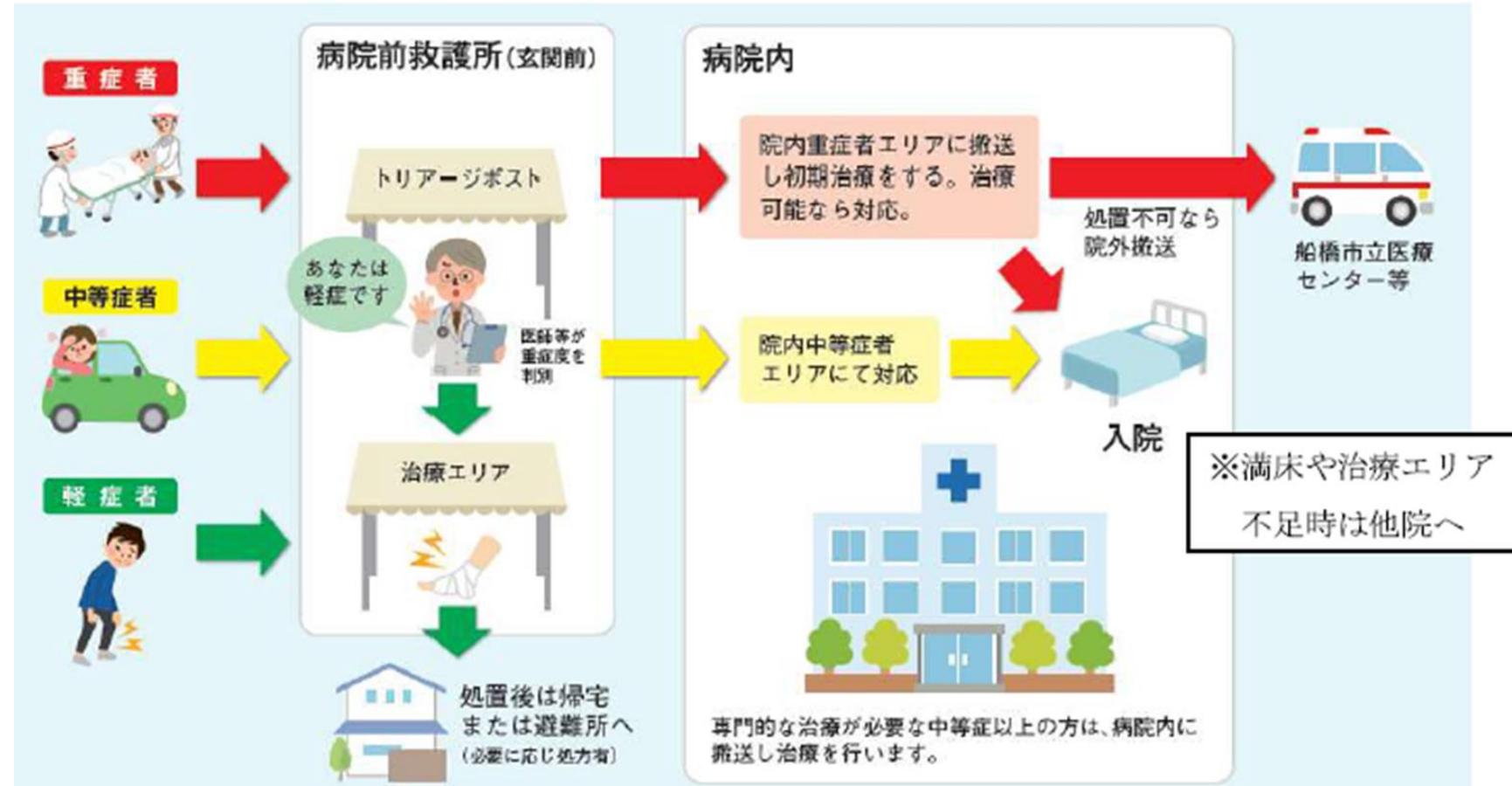


1. 大規模災害発生時は、病院へ市民が殺到し、**病院機能が低下**
2. 大規模災害発生時は、医師・看護師等の**マンパワーが限られる**
3. 現在の「中学校救護所」では、平時から医療活動が行われていないため、
中等症・重症者に対応できない
4. 中学校の救護所で受け入れた**中等症・重症者は、結局病院へ搬送しなければならない**

取り組みの概要(5)

・内容②

【医療救護体制の変更案】



※船橋市病院前救護所運営マニュアル P2 抜粋

取り組みの概要（6）

- ・結果

超急性期の救護所を、「中学校」から「病院前」へ変更する検討を開始

- ・考察

- ・1人でも多くの命を救うためには、大規模災害発生時の傷病者は、出来るだけ対応可能な病院へ。
- ・限られた医療資源等を集約し、地域の医療提供体制を維持することで、在宅療養者のケアを継続につなげることができる。

取り組みの概要（7）

・取り組み遂行上うまくいったこと

- ・質疑応答をメインにした会議の運営を意識することで、現状と課題についてできるだけ多くの疑問を解消することができた
- ・先進自治体の取組について知ることができた
- ・市内病院につとめるDMATの医師に参加いただいた
- ・各病院にとって他人事であった災害時医療について、自分事として感じてもらえた
⇒市内にある5つの急性期病院から取組について合意を得ることができた

・取り組み遂行上うまくいかなかつたこと

大規模災害を経験していないため、救護体制の共通イメージをもつことが難しかった

- (例)
- ・参加者への説明方法や資料の見せ方
 - ・超急性期～急性期～亜急性期などの対応の違いへの理解
 - ・「救護所」と「避難所」役割の違いや関係性の理解など

今後の課題・取り組み

・目的

大規模災害発生時の医療救護体制の構築

◇病病連携、病診連携及び薬剤師との連携強化により、病院機能を維持し、在宅療養患者等のバックアップ体制を整備する

⇒訪問看護ステーションによる事業所間連携や個別避難計画との連動

・実際にどのようなことにチャレンジするのか？

令和7年度

- ・災害時における医療救護体制に関する協議を継続
- ・各病院にて現地調査等
- ・病院前救護所の施行訓練

令和8年度

- ・救護所運営マニュアル(案)作成
- ・周知方法の検討
⇒訪問看護ステーションとの連携や個別避難計画との連動

令和9年度

- ・生駒市地域防災計画及び協定書等の見直し
- ・救護所の備品の購入、設置
- ・周知(広報紙、説明会など)